

第9回 ごみ処理センター建設適地選定委員会議事録 抄録

平成19年2月23日(金)午後1時30分～ 津山市役所 議会棟2階 第1委員会室

- 出席者委員 : 委員長 花村哲也(学識) ・ 副委員長 森住明弘(学識)
(13名) 土屋 充(学識) ・ 山田正昭(学識)
岡本英二(地域代表;美咲) ・ 岡本良市(地域代表;勝央)
神原吉男(地域代表;西粟倉) ・ 坂本道治(地域代表;津山)
中村一富(地域代表;美作) ・ 松原 晃(地域代表;奈義)
山崎克己(地域代表;鏡野)
安東伸昭(公募) ・ 浦島文男(公募)
- 事務局 : 福井副市長、吉田室長・仁木参与・上高参事・山口主幹・西村主任
美作県民局(早瀬)
津山市、美作市、勝央町、奈義町、鏡野町、美咲町、西粟倉村

事務局;開会

委員長;あいさつ。前回委員会での福岡地区の扱いについての報道を巡り、誤解や混乱が生じている。後ほど福岡地区の扱いについて誤解のないよう確認・整理したい。

事務局;報告事項として、前々回委員会議事録抄録の扱い及び前回委員会議事録抄録を説明。

委員長;以上について承認いただけるか。

~はい~

事務局;続いて、田邑・一宮地区からの申し入れについて報告する。2月14日の第8回委員会での福岡地区の特例による復活という報道を受け、2月20日に田邑・一宮地区の代表者の方から、施設建設予定地の一宮の生活圏は実際は田邑であるということ considering、特例として復活していただきたいという申し入れがあった。これに対し、2月14日委員会の特例の意味することは再審査・協議のことであり、その結果1月21日付で西横山町内会で賛成決議が行われ、提出期限の2月5日までに提出されていたことが確認できたので有効とされたものであることを伝え、1月31日までの地元町内会決議が必要なことには変わらない旨説明し、必要な町内会決議について確認したところ提示はなかった。添付の資料は、一宮地区と田邑との歴史的経緯・生活圏の一体性を説明した資料と理解している。

事務局;一宮町内会に属する湯谷地区だが、歴史的には申請者から提出された資料にあるとおり、昭和29年の市町村合併の際に子どもの通学エリア、防災防犯等、生活圏を田邑と一体化するという合併条件があり、以後湯谷地区の生活圏は実際は田邑であったという説明だった。この件については、当初から説明してきたが見解の相違で受入れていただけない。こうした歴史的経過について、委員会で理解されずに議論を進められるのは納得できない。福岡地区と同様に再検討してほしいという申し入れであった。事務局としては、公募に対し地元町内会の同意が必要なこと、地元町内会とは施設予定地の属する地番を管轄する町内会であること、地元町内会同意については1月31日までの総会決議が必要なこと等について説明し、

必要手続きをお知らせした中で今日に至っている。そうしたところ、2月5日までに必要書類の提示がなかった結果として委員会決定がなされたと説明した。これに対し、過去の歴史も考慮すべきで杓子定規なことを言わずに委員会に諮ってもらいたいとの要望があった。これまでも、こうした申し入れに対しては委員会に報告しているものであり、今回も同様の対応とする。

委員長；1月31日までの地元町内総会決議について求めたが提出がなく、前回委員会で落選となったが、委員から意見あるか。

委員；最初に落選とするからこういう問題が起きる。委員会で点数や意見などを審議した上で絞り込むのであれば、こういう問題は出てこない。一宮の湯谷地区は生活圈も行政活動も全て田邑と一緒にある。この地域は何年か前にごみ処理施設建設計画があった時に津山市がいくらか用地買収しており、そういうこともあって主張されていると思う。落選となったので復活はないが、今後絞り込んだ段階で要件が合わず1件も残らないことも考えられる。委員の皆さんはそのことをよく考えないといけない。

委員；資料のパンフレットについて説明を求める。

事務局；過去のごみ処理センター建設のとりくみについて、候補地が2転3転したことは、以前説明したが、平成7年からこの地域で取り組んだ時に作成したパンフレットであり、申請者の意向により添付した。

委員長；田邑・一宮地区に対する委員会の判断は、1月31日までの地元町内会決議がなかったことから落選との判断であるが、委員からは将来を考えてテーブルに残してはどうかとの意見である。

事務局；田邑・一宮地区について再度検討してほしいとのお願いであり、委員会として欠格条項があったことを再度確認するかどうか審議すれば整理がつくのではないかと思う。事務局としては前回の決定について、こういう経過があったので決定されたと、事実関係を述べただけであり、申し出に対し事務局としての判断を申し上げてはいない。

委員長；欠格条項からすれば欠如している。

委員；欠格条項で判断した内容は日付の問題とか、一定の決定事項について書類を揃えられなかったとかである。それらも重要なことだが、こういう当時のパンフレットが最初から出ていればよかったが、落選を決めた後に出てきても、中身の判断・精査が十分分らないことがたくさんある。地元町内の代表者なり地権者の意見も確認しなければ危険なのではないかと思われる内容もたくさんある。いくつか同じレベルで精査しながら、最終的にはこの委員会で1つに決めるのか、協議会で決めるのか、それはもう少し議論してから決めればいい。かつて市が手がけてきた内容や地元との話し合いなど、歴史的なことが含まれていると思う。最終的にこの場所を放棄してしまったのか、それとも含みがあるのかも分からない。よって、結論を出すことに不安な要素がたくさんある。それを共通認識として理解していれば問題ないが、日付等のことで次々と進めて行っているものかどうか。判断を誤れば大変なことになる。ここは、進入路の問題も含めて検討すれば評価に値する場所と思うが、この図面だけでは判断できない。

事務局；第2回委員会で、今迄の経過なりごみ処理の考え方について勉強会を行い一定程度の認識を統一しておくべきと委員から提案があり、現在と将来のごみ量等について説明した。その際に『総合ごみ処理センター候補地の経過』を資料として配付し説明している。その中では、津山市での取り組みや広域での取り組み、候補地が転々とした経過も説明している。その中で2ヶ所目になるのが田邑・一宮地区で、平成7年度から平成9年度にかけて取り組んだ。私どもの取り組みの不十分さはあるかと思うが、理解が得られず次の地域へ移行した。取り

組みとしては、できる範囲で資料・パンフレット等を作成し配付しており、お手元の資料は当時地元で配布したパンフレットである。それ以後の地域についても資料を作成し説明してきた。

委員長；地元の同意が得られなかったということであるが、意見あるか。

委員；同意と言うが、どこまで必要なのか。生活圈も行政圏も全て田邑と一緒にありながら、山を越えた地区の同意まで必要なのか。これまでの取り組みで津山市が用地買収をした地域であり、いろんな条件は整っていると思う。しかも集落から500mも1kmも離れた場所に施設を予定している。山を越えた地区の同意がないことで落選と扱うのが正しいのか正しくないのか。また、復活とはならないまでも、他に適地がない場合をお願いするという含みを残しておけばいいと思う。

委員；一宮町内会としての構成がある中に湯谷地区があり、その地区からは反対との意見が出ている。田邑地区の皆さんはここの方と協議して同意の決議をもらわなければならない。前回委員会は、その書類が揃っていなかったから判断した。仮に復活させようと思っても、その地区の方が反対していたのでは前に進まない。

委員；5軒か6軒のその地区は賛成している。たまたま行政区域が一宮というだけである。他の町内会とは違う。

委員；それなら、田邑の方もその地区の方も同意をもらう努力をしなければならない。

委員；果たして、そこで生活している方は了承しているのに、いくつも山を越えた地域の同意を必要とすることが正しいのかどうか。

委員；一宮町内会の土地があるのではないか。

事務局；日常の生活圈は田邑だが何故一宮なのかということだが、財産権利の関係と思われる。また、杓子定規な扱いは止めてもらいたいとの意向であったが、杓子定規にはあたらない。地元の町内会が何処かというのは、この委員会の最初の決定事項であり施設ができる地籍の場所としてスタートしてきた。また公募に際してもそのことを申し上げてきた。そういう前提の中での公募であることから、それは杓子定規ではなく一番基本的な決まり事であり、その中で条件を満たしていないということを説明した。

委員；今回の選定は同意を条件にしてきており、先回の決定はよしということで、今回の田邑・一宮地区からの申し入れに対してはそういう判断をしたほうがいい。ただし、これまでの経過の資料を読み返すが、何故この地域が当時反対したのか、何故公募に応募したのか、それらの経緯は聞かないと分からない。いずれ当時の状況について聞きたい。

委員；今後は一切受け付けないようにすればいい。そうしないといくらでも出てくる。

委員；これまでどおりの判断でいいと思うが、それにしても惜しい土地ではある。

委員長；いろいろ意見をいただいたが、最終的には町内会の決議が出せなかったということで、当初の判断どおり割愛させていただくことでいいか。

～よろしい～

田邑・一宮地区については落選と判断する。

事務局；草加部、檜町内会からの申し入れについてだが、2月21日に両町内会から『「綾部地域」をごみ処理センター建設候補地の「適地」として選定しないことを求める申し入れ書』の提出があった。要旨は、神庭地区のプレゼン内容に対する疑義、隣接町内の解釈に対する疑義、かつて市が買収した共有名義の土地は残土センター建設ということで売買したというものである。この申し入れについては、資料を含め委員会で報告する旨説明し、周辺の扱いを含め選定については委員会の審議で決定していただくことで了解いただいている。

委員長；この扱いたが、今後評価していく中で判断材料にしてはと思うがどうか。

委員；それでいいが、申請地と草加部町内会、櫛町内会の位置付けが分かる資料を添付していただきたい。

事務局；以前の委員会で資格要件を確認していただく際に見ていただいた町内区分の図面があるので、それを参考にしていただきたい。補足として、500m以内に民家がないことから、地元としては周辺町内には入らないと判断されており、委員会として了解いただいている。

委員長；委員会としての判断は、500m内に民家がなければ同意はなくてもいいとした。今後そこを選ぶかどうかの議論の際には、周辺からこういう意見が出ていることを考え、参考資料として判断材料にしていただきたい。

委員；500m離れていて同意等が必要ないのであれば、参考資料としなくてもいい。

委員；500mを決めているのだから必要ない。限がなくなる。

委員長；500m以上であり参考資料にもしないのかどうか。

副委員長；誤解のないようにしなければならぬが、予定地から半径500m以内に民家が無いという事であって、草加部町内会としては500m内に入ることになる。

事務局；周辺町内会についての元々の取り決めは地元にお任せずとしていた。ただし、その判断が妥当かどうかの参考資料として、予定地から半径500m、800mの円を描いた図面を見ていただき、概ね妥当であり了解を得たと認識している。

委員長；地元の判断で周辺町内から外れており、500m内に民家が無いのであれば参考資料にしなくてもいいということだが。

委員；反対意見が2ヶ所からあるが、2ヶ所とも過去に取り組んだが断念した地域である。相変わらず反対の意思を表しており、我々としてはそれを重要な問題として持っておく必要がある。これを、500m内から外れているから除外すると決めてしまうと、もしも選定され訴訟になったなら、何のための選定委員会かと問われる。反対意見の扱いはもっと慎重に決めた方が良い。

委員；地域状況などは書類上でしか分からない。現地確認時に反対看板があったが、こういうものを見ると何故立候補したのか。

副委員長；焼却工場を建設する場合、地元の定義がものすごく難しい。地元の同意を得ることについては、旧厚生省の補助金支給の要件にあった。当時から地元の定義が非常に難しかった。それで、次第に建設される地籍のあるところを地元とすれば客観的基準になり得ると、そのような経過となった。次に、煙と臭いの影響を及ぼす地域はどこかということだが、建設するところを地元としそれ以外を周辺と整理するようになった。その中で、建設を進めるにあたり地元の了解は必須要件とするが、周辺についてはなるべくあった方がいいが必ずしも必要としないという判断基準に変わってくる。この地域の場合はそれを適用しており、地元・周辺の議論が大事になってくる。かつて神庭地区で取り組んでいた当時は、地区全体が地元であると捉え、地区の全ての自治会同意を貰おうとしたが、中には了解いただけない自治会があった。よって早い建設が求められていたため、その地域での建設を諦め次の候補地へ移っていったという経過である。そうしたところ、2000年頃に厚生省が地元同意を要件から外してしまい、法的には地元同意が無くても建設は可能となった。しかし津山市としては、可能な限り地元の同意を得るべく努力した経過がある。今回は、地元と周辺を分け地元同意は必須要件とし、周辺はできるだけあった方がいいと、また、周辺についても行政が指定するのでなく地籍のある地元にお任せするという方針とした。今回2地区が反対しているが、以前から反対しており状況は変わってはいない。よって、この委員会で反対意見の取り扱いについて決めたとしても問題はない。

委員；迷惑施設と知りながら積極的に応募されている。中にはまちづくりについて総花的に書かれ

ているところもある。一方で、反対の意見が根強いところもあり、その地区を選定の候補地とするのが妥当か。

委員；反対するのは町内会全員ではないと聞く。かつて裁判になっていないか。

事務局；以前、神庭地区での取り組みの際に、建設の差し止め訴訟を受けた。それは、個人11名の方からの提訴であり、町内会からというものではない。内容は約束違反とか生活権・環境権等についてのものであったが、生活権・環境権については取り下げられた。判決は、原告の申し立て却下という判決が出ている。

委員；長年津山市が取り組んできたが、このような反対があったために建設を断念したのか。もしそうであれば、同じことの繰り返しになりはしないか。

委員；全国的に有名な東京都杉並区の処理場があるが、建設反対の旗を立てるなど、激しい運動があり、当初とても建設できるような雰囲気ではなかったが、建設後は落ち着いている。また、群馬県前橋市では街の真ん中に火葬場があるが、地元の理解があり何の障害も無く立地している。

事務局；過去、候補地が転々とした経過であるが、私どもの地域の方の理解をいただく努力不足があったのではないかと思う。十分な理解を得られなかったが、それぞれの地域において事情は異なるが、逼迫した清掃行政の現状があり、早期完成の考えから候補地が変更となった経過がある。最後に取り組んだ綾部地区については、反対の町内会があったが取り組みを進めてきた経過があり、リコールにより市長が失職ということもあるが、早期建設という考えから含め広域の中から広く公募し、地域で十分話し合いご理解いただいた上で応募していただくことで、現在の取り組みとなっている。

委員長；反対意見の取り扱いだが、過去の経緯があり現在も反対意見が出されている。いろいろな考え方があるが、こうした事実があるということ認識してはどうかと思うが如何か。

県民局；副委員長から同意について説明があったが、同意を必要しないとしながらも環境アセスメントの実施が前提となっている。岡山県で制定している県条例アセスの手続きを経なければならぬ。アセスを行なう場合実施計画書が必要で、その後3～4シーズンをかけて調査に入り、取りまとめた準備書面を公告縦覧、地元説明会を行うことになる。環境に及ぼす影響については極力軽減する形で施設を計画していただくことになっており、そういったことから同意を義務付けることは止めている。但し、行政施策的に自治体が地元住民の理解が得られていないものを強引に進めることが住民福祉に繋がるか、行政域全体のニーズに合致するのにかについては行政的判断になる。先程500m内の判断についてあったが、これは産廃施設設置に係る県の基準で、産廃施設を設置するにあたり、近隣住民に迷惑をかけてはいけないことからとりあえずの判断目安として施設の敷地境界から500m内に人家があれば、その集落の理解を得てくださいというものである。委員会は敷地の中心から800mとしているが、民間業者の場合余剰な敷地を買わないので敷地境界からということで指導している。今後、適地が選定されてからも2年ほどの期間をかけて環境影響評価を行い環境保全上の諸課題は解決し、地元の皆さんのコンセンサスを心得て事業を円滑に進めていくことになると思う。

委員；環境影響評価となればエリアがもう少し広がると思う。縦覧があるので意見があればその場で申し出ることができる。

県民局；環境保全上に関する意見について環境影響評価委員会で審議することになる。

委員；神庭地区はアセスを始めたのではないのか。

事務局；アセスの発注は行なったが、最初の実施計画書作成の段階で中止している。

委員；発注したということは、条件が整ったということではないのか。

事務局；どの様な方法でアセスを行なうかについて定める実施計画書に取り掛かったということで、実施計画書も出来ていない状態で止めており、現地調査や評価等は未だ行なっていない。

委員；出来るか出来ないか分からない所に税金は投入できないと思う。

委員長；過去の経過として、環境アセスを中止していること、反対の動きがあったこと、理解を得られず次の候補地へ移ったこと、周辺町内から反対意見があったこと、皆さんにはそういう事実があったことを認識いただきたい。

～休憩～

委員長；再開する。

報告事項（２）その他 ウ 横山地区申し入れに対する「特例」の整理について、事務局から説明をお願いします。

事務局；２月７日の委員会において、福岡地区については資格審査において、南横山町内会決議が２月３日付であることにより、西横山地区とあわせ落選と決定された。次の２月１４日の委員会において、２月１３日に福岡地区から「１月２１日付総会決議のある西横山の落選については納得できない」との申し入れを受け、再度精査いただいたところ西横山については期限内の総会決議が確認できたため、福岡地区を資格有りとし「特例」として整理した。この決定を受けての「特例」扱いの新聞報道を巡り、いろいろな混乱や誤解が生じていることから、委員会で整理・確認いただきたい。

委員長；委員から意見あるか。

委員；「特例」は外した方がいい。

委員長；「特例」は外すべきとの意見であるが、私なりの整理の仕方について次のように考えた。

福岡地区の落選決定に関して、西横山の資格についての疑義について特例的に再審査したところ、福岡地区の申請については元来西横山・南横山と特定しているものではなく、しいて言うならば西横山とされていたものであり、１月２１日付で総会決議がなされ２月５日までに提出されていた西横山地区の資格の有効性が確認されたものである。また、南横山の申請については２月３日の申請であるが、全員の賛成である。従って、福岡地区については西横山地区の資格が確認されたものであり、南横山単独の資格が確認されたものではない。ただし、西横山単独での施設建設が困難と判断された場合に南横山を使用することを否定するものではない。

以上のようにまとめたいがどうか。

委員；南横山と西横山のどちらなのか。

委員長；西横山地区の資格が確認されたということである。

事務局；西横山が現在の最終処分場とリサイクルセンターがある地区、南横山が以前ごみ処理センター建設に取り組んだ地区であり、どちらも応募要件に合致している。跡地のこと安全閉鎖のことがあるので建設適地については委員会で決めてほしいが、敢えて言うなら現在の処分場をという言い方をされた。

委員長；福岡地区については、西横山地区の資格が確認された。南横山については単独の資格が確認されたものではないという判断である。

委員；両方をセットで応募しており、わざわざ切り捨てなくても、何か問題が起きた場合、また将来的なことも考え、西横山を補うという意味で一体的に考えてはどうか。

委員長；基本的には西横山を主体として考えるようになる。

委員；前回、まちづくりについて評価したが、それ以外にも項目がたくさんある。これから絞り込んでいく中で、西横山か或いは南横山かという考えが出てくる。まちづくりの評価については西とか南に捉われずに判断するのが良い。結果として出来る出来ないがハッキリしてくる。

委員；南横山についてだが、南に隣接する町内は了承しているのか。

事務局；了承の確認はできていないが、過去の経過についての文書を持参されている。先程の「特例」については、期日を3日過ぎたことを容認するとした形で新聞報道がされたことが非常に誤解を招いている。それは、地域の方々にとっても非常な誤解となり迷惑することである。期日を3日過ぎたことを「特例」として容認することについて、明確に否定していただく必要がある。

委員；南横山地区について以前取り組んだが、入口に当たるところの町内が反対したこともあり出来なかった。

委員；南横山について進入道路等について聞いていないし、まちづくり構想についても出ていない。採用するとなればまた新たに構想を求めないといけない。それこそ「特例」にならないか。

委員；だから、委員会として今の処分場のところと決めればいい。地元もそこを使用して下さいと言っている。

委員長；福岡地区のまちづくり構想の評価については、西か南かをハッキリさせなかったため、南横山地区で評価している委員もいる。

委員；南横山について、交通アクセス面やおかれている条件等から評価した。現施設のある西横山は現在でもいろんな問題があり、交通面等についても地元で話をしているのかどうか。我々はその辺りのことも考えないといけない。

委員；南横山地内の地権者は全て理解があったが、入口である福南地区の理解が得られなかったということである。

副委員長；西横山地区とするならば、申請エリア内だけで埋立は可能か。

事務局；申請エリア内だけでは新たな埋立はできない。

副委員長；今回我々が求めた応募要件に、埋立が可能な場所も含めて申請していただくようになっている。仮に埋立をしようとすれば必然的に南横山地区になるのか。

事務局；南横山もあるし現施設周辺の土地を協力いただき広げるという考えもある。

副委員長；しかし、周辺の土地は申請地となっていない。申請地の面積だけで考えた場合、西横山地区では埋立は無理ということか。

事務局；地元としては建設地を特定していない。西横山地区の申請エリアは津山市所有地を表示している。

事務局；話の中で安全閉鎖があるが、可能か否かは別にして、今埋め立てているものを掘り返すという議論もあった。また現処分場の周辺に地元の方が所有する土地があり、そこを協力いただき利用するという話もあった。

委員；西か南かどちらかに決め、他の候補地と同様に審議すればいい。

委員；申請段階では福岡地域として申請されており、一体のものとして評価した。

副委員長；場所を特定していないということは、分ける分けないは意味のないことか。

事務局；西横山地域については市有地があり、津山市としても申請書に明記している。ただし、そのエリア内では新たな埋立はできないが、協力いただき広げれば可能である。

副委員長；しかし、それは応募要件と違うことになる。応募要件は、この地区を開発して下さいということを求めている。仮に、西横山地区で埋立をしようと思えば予めエリアを広げてもらわないと、この条件だけでは埋立地はできないと判断せざるを得ない。申請の仕方がおかしいということになる。

事務局；申し入れ書には「現処分場の隣接もしくは近隣地に」と文章で明記しており、明らかに判明しているのが津山市所有地ということである。

副委員長；南横山地区にしようとするれば進入路がないということであり、委員会に責任が及ぶこと

になる。南横山地区への進入路について申請書に記述があるか。

事務局；委員長の整理では、南横山単独での資格は確認されていないということであり、南横山への進入路について議論する必要はないのではないか。

事務局；地形図に描いている施設位置や排水路等は、地形や近隣の水路等を勘案して作成したものであり、地元と協議して決めたものではない。これは全ての地区で同じように作成した。

委員；西か南かについて、今、この場で決めなくてもいいと思う。

副委員長；我々が出された資料から判断せざるを得ない。資料が整っていないにもかかわらず判断すると、我々の責任になる。申請書はどのようになっているか。

事務局；申請書については、添付書類を含め前回委員会で委員長に確認していただき、委員会でも報告している。

委員長；福岡地区について改めて整理したいが、「特例」の発言について誤って受け取られたので、「特例」については削除し、次のとおり整理したい。

福岡地区の落選決定に関して、西横山の資格についての疑義について再審査したところ、福岡地区の申請については元来西横山・南横山と特定しているものではなく、しいて言うならば西横山とされていたものであり、1月21日付で総会決議がなされ2月5日までに提出されていた西横山地区の資格の有効性が確認されたものである。従って、福岡地区については西横山地区の資格が確認されたものであり、南横山単独の資格が確認されたものではない。

以上でご理解いただけるか。

～よろしい～

福岡地区にかかる資格要件については、以上のように整理確認する。これより個別の項目についての協議・審査に入るべきであるが、前回委員会において、議事進行の方法について意見を述べられた委員もあったので、本日の委員会の審議はこれまでとし、休憩後、今後の委員会運営について委員の意見交換会としたいと思うがいかがか。

～よろしい～

それでは本日の委員会はこれで終了する。

事務局；ありがとうございました。

以上（15：50終了）